



第5章 都市計画マスタープランの実現に向けて



第5章 都市計画マスタープランの実現に向けて

① 都市計画マスタープランの実現に向けて

(1) 基本的考え方

本マスタープランは、人口減少や少子高齢化などの社会情勢においても持続可能なまちの発展を図るため、市民意向を反映しながら基本目標を定めています。これらの目標の実現のためには、市民等の積極的なまちづくりへの参加が大切です。

本市では、自治基本条例において、まちづくりを進める上での基本的な考え方として、「情報の共有」、「参加及び協働」を規定しているほか、市民や市などそれぞれの役割や責務などについて定めていることから、この条例の基本的考え方を共有し、本マスタープランに示した方針の実現を目指します。

(2) 情報の共有

1) 情報の提供

まちづくりは、市と市民が共通の認識を持って進めていくことが大切であることから、広報誌やホームページなど多様な情報媒体を活用し、必要な情報を、必要なときに、必要な形で、分かりやすく提供します。

2) 情報の収集

まちづくりに関する市民の意向や都市計画を取り巻く社会経済情勢の変化を捉えるため、情報の収集のほか、地域からの相談・提案などについて、必要な措置を講じます。

(3) 参加及び協働

1) 市民参加の推進

市民が主体的かつ自主的にまちづくりに参加することができるよう審議会などの委員の公募やパブリックコメントなど市民参加のための仕組みの整備及び充実に努め、市民参加の仕組みを整備するに当たっては、参加する市民の年齢構成、男女比等について配慮します。

2) 協働によるまちづくりの推進

まちづくりを効果的に進め、豊かで活力ある地域社会を実現するため、市民と協力して共に行動する、協働によるまちづくりを推進します。また、その実効性を高めるため、まちづくりに関する情報の提供、参加する機会の提供、その他必要な支援に努めます。

3) コミュニティへの支援

コミュニティ⁵⁴の主体性と自立性並びに地域特性を尊重しながら、各コミュニティの情報交換のための体制整備、活動拠点の確保その他の必要な支援を行うよう努めます。

(4) 計画推進に向けた連携

1) 関係部局との連携

都市計画は、生活環境、景観、防災など、広範な分野にわたっていることから、関係部局との横断的な協議や調整を行い、都市計画マスタープランが示す方針との整合を図りながら施策の推進に努めます。

⁵⁴ コミュニティ：自治基本条例が規定する地域を単位とする町内会、ボランティア団体など



2) 地場企業、教育機関などとの連携

まちづくりグループや観光・商業などの地場企業の活動を把握し、地域のまちづくりとの連携の可能性を探っていくとともに、地域の大学など教育機関との協力の下、市民参加のまちづくり活動や具体的なまちづくり手法の調査研究について話し合える場づくりに努めます。

3) 国、北海道、近隣市町村との連携

各種都市計画事業や土地利用計画制度の円滑な推進に当たっては、広域的な連携が必要であることから、国はもとより、北海道が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合のほか、近隣市町村との連携を図ります。

(5) 都市計画マスタープランの進行管理

都市計画マスタープランは、将来都市像の実現に向け中長期的視点に立って、都市計画の基本的な方針を示すものです。

本マスタープランの方針に基づく施策や事業の実践に当たっては、計画（Plan）を実施（Do）に移し、その達成状況などを点検評価（Check）して、その評価に基づいて改善策（Action）を検討し、そしてその結果を次の計画（Plan）に生かしていくことが大切です。

このため、総合計画（基本計画）に設定した指標の推移などや国勢調査、都市計画基礎調査などで、施策の達成状況や効果を定期的に点検し、都市の状況を把握して適切に計画内容の見直し方針を示します。

<PDCA概念図>



(6) 都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、中長期的な方針であることから、策定段階では想定していなかった社会経済情勢の大きな変化や法令の改正のほか、総合計画等の改定や関連する計画との整合を図る必要性が発生した場合などにおいて、本マスタープランの見直しを実施します。

